

足利義満執政前期における公家領安堵の特質

我彦武範

はじめに

足利義満の執政期は王朝の保持する権限を吸収し、武家王権が確立した時期と理解されている。この基底的な考えを打ち出したのが佐藤進一氏の「王朝権力吸収」論^①である。

佐藤氏の研究によって公武関係の研究は室町將軍の天皇権限吸収の実態の解明が注目されてきた。そしてその後の室町將軍による公家衆支配に関する考察を通じて、佐藤氏の「王朝権力吸収」論は補強された^{②③}。しかし近年「王朝権力吸収」論について見直しが進み、室町將軍の王朝権力吸収過程に依拠しない公武関係像が提示されている^④。こうした「王朝権力吸収」論批判の成果にならない室町將軍と公家

衆支配の研究を再検討することが重要であろう。

室町將軍の公家衆支配について、特に注目されるのは公家領安堵に関する研究である。早いものとして黒川直則氏の研究があるが、黒川氏はその中で『三内口決』の「武家之下知鹿苑院以来之事候、被_レ准_二院宣_一之条」という部分に注目し、所領の安堵権が公家から武家に移ったことを指摘した^⑤。また飯倉晴武氏は、『久我家文書』の久我家領安堵状の分析から、発給者の主体が天皇（上皇）から室町將軍へ移行することを指摘した^{⑥⑦⑧}。岡野友彦氏も久我家領の研究から飯倉氏と同様の見解を示した^⑨。

以上のように、義満期の公家領安堵の研究は天皇（上皇）の安堵の権限が室町將軍に移ったという安堵の主体の変転

を中心に行われてきた。

その後、天皇（上皇）と公家衆の主従制的関係が検討され、そこにおける安堵の果たす役割が注目された。金井静香氏は、建武政権期に従来の個別所領の安堵ではなく、治天の君による家門単位での所領一括安堵がなされ、それを通じて公家衆を編成しえたと主張した^⑩。金井氏の研究結果を受けて、室町將軍の公家領安堵の変転の具体的内容を解明したのが水野智之氏である^⑪。水野氏は佐藤氏の「王朝権力吸収」過程を踏まえて、治天の君が本来保持してきた家門安堵権を義満が独自に行使したと指摘した。水野氏によると、室町將軍は武家執奏等による援助行為を公家衆に「給恩」として施し、自己への忠節を求めたという。この傾向はさらに促進され、室町將軍は主従的な性格の強い安堵を行使し始めた^⑫と指摘する。室町將軍の家門安堵の前提には、室町將軍と公家衆の家礼関係^⑬が存在していたと水野氏は指摘している。水野氏の説は室町將軍の公家領安堵研究の一つの到達点と言えるだろう。

ところで、安堵というものは治天の君、室町將軍などの上部権力が一方的に行使する行為なのだろうか。南北朝内乱の戦時において公家衆は朝廷儀礼に参加することがままならないほど困窮していた^⑭。義満が行った公家領安堵には、公家領の保全（半済停止・返付）がみられる。このこ

とは、公家衆が自己の家領保全を室町將軍に求めたことを示唆していると思われる。野口華世氏も、家門・家領の一括安堵は治天の君が公家社会を編成しえた新しい安堵法ではなく、被安堵者自身の要望によって発生した安堵法と考えるべきと指摘されている^⑮。

そう考えると、義満が公家領安堵を行使し始めた時期は治天の君から安堵の権限を一方的に吸収し、公家衆を自己のもとに編成しようとしたとは必ずしも限らないのではないか。むしろ公家衆の要望が室町將軍による公家領安堵を推進させる役割を果たしていたとは言えないだろうか。この点について、室町將軍の公家領安堵を被安堵者（公家衆）の動向から探ろうとした場合、まず頭に浮かぶのは早島大祐氏の指摘である。同氏によれば義詮期以降の公家衆は幕府依存の方向性が既成事実化し、役の勤仕と所領の給付というかたちで個々の家から將軍に対する昵懇が構造化する^⑯という。この点を踏まえれば、義満執政前期の公家衆は何らかの役の勤仕によって、家領の回復を実現し、安堵を通じて義満に依存していたととらえることが可能である。したがって筆者は被安堵者である公家衆が室町將軍に安堵を要望した意義を探る必要があると考える。

以上のように、従来の義満期の公家領安堵研究の主な目的は、天皇（上皇）の安堵権をいかにして室町將軍が行使

したのかという過程を立証することにあつたために、天皇（上皇）と室町將軍の権限移行に関心が集中し、室町將軍が公家衆に安堵を行った意味について、あまり検討されてこなかったように思われる。

本稿では、義満期における公家領安堵の再検討を試みたい。取り上げる内容は以下の三点になる。まずは義満期の公家領安堵の段階的変質についてである。この点は義満の公家衆支配の変容を探る上で重要であるにもかかわらず、従来の研究は、安堵の変化にほとんど注目してこなかった。二点目は義満と公家衆間の安堵の授受についてである。義満の公家領安堵は「家礼關係を媒介」にして形成されたと水野智之氏らによって指摘されている¹⁸⁾。しかし室町將軍と家礼關係にない公家衆が室町將軍に奉仕し、給恩を受けている例が存在する。この点については、すでに井原今朝男氏の指摘があるが、公家衆に一層影響力を強めたと思われる義満期における公家衆の奉仕と安堵については十分な検討がなされていない。そのため、本稿では義満の家礼の公家衆と非家礼の公家衆はどのように安堵を受けていたのか検討したい。三点目は、義満の公家領安堵行使の背景についてである。安堵を通じて公家衆側に何らかの利点があったと考えられる。この点については公家領の保全が考えられる。そのため第三点目では、義満執政期に確認できる半

済返付・停止の発給文書を通じて検討していくことにしたい。

一 足利義満の公家領安堵発給文書とその特質

まず、第一章では義満期における公家領安堵関係発給文書の件数とその様相を表1に整理し、その全体的特質と変遷について可能な限り明らかにしたい。それを確認した上で第二章以降では筆者の当面の関心である義満執政前期に対象を絞って課題にせまることにしたい。これまでに、公家門安堵の研究に詳しい水野智之氏や「王朝権力吸収」論を相対化して公武關係の再検討を図る松永和浩氏は義満期の安堵や賞罰について個別事例を詳細に収集され、一覧表として提示されている。ただ筆者が問題と考えるのは、水野氏の場合は室町將軍の家門安堵の件数増加¹⁹⁾、松永氏は後光嚴の求心力強化と室町將軍による賞罰との關係に主眼があり、義満が行使する公家領安堵の性質の変化という側面に十分な注意が払われていない点である。そこで改めて、水野・松永両氏が作成した表をもとに義満、室町幕府発給文書の一覧表を作成した。

まず表1の項目について説明しておきたい。表1には発給の年月日、発給主体、発給者の官職・官位を記載した。

足利義満執政前期における公家領安堵の特質（我彦）

〔表1〕足利義満における公家領安堵関係文書

№	年月日	発給主体	仰進単位	安堵対象者	文書形式	安堵対象 人事	安堵内容 半済地返付・停止	安堵関係	備考	典拠
1	1379(康暦元)12月7日	義満	樺太樹重	九条教教	御内書	人筆		×	宛名(本人々御中)。	【九条家文書】
2	1379(康暦元)12月9日	義満	樺太樹重	山科教直	御内書			○	近江國物産・左衛門の半済停止。	【山科家文書】
3	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	近衛尚嗣	御内書			×	近江國物産・左衛門の半済停止。	【近江家文書】
4	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	壬生兼治	御内書			○		【壬生家文書】
5	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼経	御内書			○	半分行、領家領の取り分け。	【藤原氏(南)文書】
6	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			×	今度不備に付き、別罷に以て大朝田庄老久家領者に譲付。	【壬生家文書】
7	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼治	御内書			○	近江國物産の半済停止、一旦返付。	【壬生家文書】
8	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	壬生兼治	御内書			○	近江國物産の半済停止、一旦返付。	【壬生家文書】
9	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			×	大朝田庄の返付を催促	【久我家文書】
10	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	井家庄・中返付	【藤原氏(南)文書】
11	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	井家庄領家領を元の如く知行。	【藤原氏(南)文書】
12	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
13	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
14	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
15	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
16	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
17	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
18	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
19	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
20	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
21	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
22	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
23	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
24	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
25	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
26	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
27	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
28	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
29	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
30	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
31	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
32	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
33	1381(永徳元)12月29日	義満	樺太樹重	久我兼通	御内書			○	守護知行分取り半済を知行。	【藤原氏(南)文書】
34	1406(応永3)1月10日	義満	准三后・前大政大臣	從一位	御内書			○	義満の父持隆を、義満の父持隆に譲付。	【土御門家史料】
35	1406(応永3)1月10日	義満	准三后・前大政大臣	從一位	御内書			○	義満の父持隆を、義満の父持隆に譲付。	【土御門家史料】
36	1406(応永3)6月20日	義満	准三后・前大政大臣	從一位	御内書			×	任不降入人請家領納付	【九条家文書】

注 安堵関係については、御内書と公家領安堵についてである。
 文書形式については、直叙形式(義満義隆の御内書)と兼書形式(准三后・前大政大臣)に区分した。
 表の中№34は義満元帥(神皇正統天皇)御内書の複製(下)「(直叙)神皇正統天皇御内書」(1897年)を参照。

また安堵対象者については文書上の宛所でなく、知行保障をうけた公家衆を記した。表1のNo.3、7、8、14の文書の宛所は守護であるが、本文から公家領の領有回復が読み取れるため付け加えてあるのはそのためである。また家礼関係については古記録や松永氏著書の表を参考に、義満と家礼関係が認定できるものは○、できないものは×、不明なものは(?)とした。安堵内容の半済地返付・停止については、公家領の半済地が公家衆に返付または停止されたと読み取れる文書については○とした。不明なもの(?)とした。

安堵関係文書の文書形式は主に四種類存在する。

(a) 御判御教書：足利義満の直状。

(b) 御内書：足利義満の直状。

(c) 伝奏奉書：義満が朝廷の伝奏をして自身の命令(仰)を奉ずる文書を発給。

(d) 室町幕府御教書：これは義満の直状の安堵ではなく、管領を通じて発給された奉書形式ではあるが、義満により公家衆に対する知行保障が行われたと思われる文書は表に加えた。

それでは具体的検討に入りたい。表中にみえる①年月日、②文書様式、③安堵内容、④家礼関係と分けて分析を行うこととする。

①年月日

足利義満による公家領安堵は康暦年間(一三七九)から見られる。年ごとの発給文書数を確認すると、一年に一通だけという例がある(No.11、24、27、28、32)が、その他の年をみれば、通例二通か三通発給されている。ここで注目されるのは永徳元年(No.3~10)である。表1の中で永徳元年は八通と最も多い。その上、永徳元年の安堵内容は同様の事例が多く確認できる。文書の伝存状況もあるので、年ごとの発給文書数のみで判断することはできないが、永徳元年の段階では室町將軍と公家衆の関係が深まっていたことが確認できる。

また表1中で注意したいのは、No.15~16の至徳元年(一三八四)~嘉慶三年(一三八九)の期間である。この時期に義満または幕府による公家領安堵関係の発給文書を確認できなかった。なぜこの期間に発給文書が全く存在していないのかについては今後の課題としたい。

②文書形式

文書については先に述べたように四つの種類を見出した。御内書・御判御教書・伝奏奉書・室町幕府御教書である。注目されるのは直状形式の文書の件数である。康暦年間~明德年間(No.1~23)は義満の御判御教書に比べ御内書が多く発給されている。それに対して御判御教書は主に応

永年間（No.24～36）に発給されている。応永年間に義満の御判御教書が多くみられるのは、なぜであろうか。水野氏は、撰閑家の九条家が御判御教書によって家門安堵を受けていること（No.29）などを根拠に、義満と公家衆の主従的な支配がこの時期に完成したとされている。とすれば、書状に近い様式である御内書から下知状様式である御判御教書へという変化は義満が一層公家衆に対して統制手段を強化したと考えられる。その理由は文書の内容からも裏付けられる。表1に見える御内書はNo.1を除けば家領領知の内容のみだが、御判御教書は家領領知だけでなく、義満自身（No.26、31、33）の公家衆に対する命令が含まれている（No.26、31、33）。以上のことから文書様式の変化は義満による公家衆支配の一端を表わしていると考ええる。

③安堵内容（安堵対象・半済地返付・停止）

永徳年間には公家衆の家領の領有を承認、もしくは半済停止（一円返付）の内容が含まれる公家領安堵（No.2～15）が確認できる。一方、嘉慶年間以降の時期は公家領に加え家督相続（家門）の安堵が多い。また、この時期は徳大寺家（No.19、21、22）、久我家（No.25）、九条家（No.29、30、35）のように清華家・撰閑家まで家領・家門安堵が及んでいる。ここで注目したい点は、家門安堵の発給文書が増加する時期（嘉慶年間以降）は、半済停止（一円返付）

を含む文言の文書がみられないことである。このように、永徳年間と嘉慶年間以降は安堵内容について明らかに性質の異なる点が見出せる。よって永徳年間は義満前期、嘉慶年間以降を義満後期と仮に呼ぶこととする。²⁸⁾

さらに義満後期の発給文書に注意してみると、義満前期とは異なる特徴が見出せる。義満前期においては公家衆に対する安堵対象がほとんど家領であった。しかし、応永年間以降をみると、表中のNo.23、26、33のように、神社造営、神社に対する沙汰、祈祷の申請等、家領の領有とは別内容の命令文書が発給されている。

以上、義満前期は主に家領を中心とした安堵行為であり、同じく義満後期は家領領有承認、家門安堵の他に、神社に対する沙汰、家領の領有に関する命令等、公家宛発給文書といっても変化がみられることに注目したい。

ここで問題にしたいのは、義満前期の半済停止・返付である。この時期の半済停止・返付の文書には「今度大儀」のため「別儀」をもって一円返付するという内容がみられる（No.6、7、8）。つまり公家衆は「今度大儀」の際に何らかの行為を行い格別の事情によって、義満から安堵を受けていたと考えられるのである。この点は義満と公家衆の安堵の授受行為を理解する上で重要と考えるので後に検討したい。

④家礼関係

義満と家礼関係がある公家衆が安堵をうけている事例が多いが、家礼関係を確定できない事例もあるので、家礼関係があったか判断が難しいものもある。ここで義満前期をみてみると、家礼関係がない場合においても、家領の保全、安堵を受けている事例がいくつか確認できる（No.3、6）。No.3についてであるが、室町幕府御教書に「近江国松物庄半分山内家人知行并左散所馬淵三郎半分止半済之儀」、今度 行幸以前沙ヨ汰一付一円下地於雑掌とある。この年の三月は後円融天皇の室町殿行幸が行われているから「今度 行幸」は室町殿行幸のことであろう。つまり、No.3の近江国松物庄と左散所の半済停止は近衛家が室町殿行幸に対する何らかの奉仕があったためになされたものと考えられる。またNo.6については繰り返しになるが、久我具通への大和田莊渡付は「今度大儀」に対してなされたものと思われる。以上のように義満と家礼関係のない室町將軍の安堵は、朝儀等を通じて公家衆が何らかの勤仕を行ったことに対する褒賞ととられることができるのではないだろうか。ということは、家礼関係の有無にかかわらず室町將軍は奉仕に対する給恩として安堵を行ったと考えられる。この点については家礼関係が形成されていない場合の文書と実際、公家衆はどのように室町將軍から安堵をうけるのか検討する

必要があるだろう。

以上、表1をもとに①から④に区分し分析した内容をまとめてみよう。

まず一点目は義満期の安堵の文書形式は御内書から御判御教書へという変化がみられる。二点目は、義満前期においては、公家領の半済返付・停止の安堵が多く行われているのに対して、後期は公家領の領有承認という安堵が多い。特に義満前期に半済返付・停止の安堵が多くみられることは注目したい。繰り返しになるがこの時期、半済停止・返付の文書には格別の計らいによって公家衆は義満から安堵を受けていた。これは公家衆が何らかの奉仕をすることで、室町將軍に対して保護の要請をしていたことを想起させる。

それでは仮に公家衆は室町將軍から安堵の授受を期待していたとすれば、公家衆はどのようにして安堵を受けていたのであろうか。そこで次章以降では、義満前期に見られる半済停止・返付の安堵を重点的に分析し、その安堵の背景を探りたいと思う。

次章では、まず義満の公家領安堵を公家衆がどのようにして受けていたのかをみることにしたい。二点目の義満前期の公家領半済返付・停止の安堵はその後に取り上げたい。

二 足利義満執政前期の公家衆の奉仕と給恩について

義満は公家衆を編成し、公家社会の盟主たるべき存在として「近日左相之礼諸家崇敬如^②君臣^③」と公家衆から認識されていた。義満は公家衆支配のため公家衆と家礼関係を結ぶことで、公家衆との主従関係強化を企図したという。ここで義満と公家衆の主従関係をみるうえで重要なのは、義満に奉仕する公家衆の動向と奉仕した公家衆に対する義満の行為であると考ええる。この点について、まず義満の内大臣節会における公家衆の動向をみることで検討してみたい。

【史料1】『後愚昧記』永徳元年七月八日条
或者語云、今度大納言令^①「奉申」者可^②致^③「家礼」之由、自^④「花山院」懇望云々、仍出^⑤吹^⑥□云々、不可説事也、
【史料1】によると、花山院通定は権大納言に推挙されたならば義満の家礼となることを申し出ていた。そして【史料1】の後、花山院通定は、義満の内大臣節会に際して大納言推挙の条件として「車簾役」を勤仕した。

【史料2】『後愚昧記』永徳元年七月二三日条
内府車簾役花山院大納言勲^①之、大納言事推挙并江州・賀州等家領遵行事有^②之者、可^③勲^④仕^⑤之旨、兼日所望之故也云々^⑥

【史料2】の「内府」とは義満のことである。花山院通定は義満の内大臣節会に際して「車簾役」を勤めているが、それは、その見返りとして大納言推挙と近江・加賀の家領遵行を所望するためであった。このことから、通定が具体的な奉仕内容を義満に申し出たことを前提に大納言推挙と家領遵行がなされたことと解釈できる。通定は永徳元年（一三八一）七月二三日には権大納言に任じられている。義満によつて大納言推挙がなされたことは間違いないだろう。

以上のように、花山院通定の大納言推挙は内大臣節会の「車簾役」を勤めたことが要因でなされたものと考えられる。そして通定が勤仕した「車簾役」は家礼としての奉仕にあたりと思われる。したがって【史料1】と【史料2】からは義満の官位推挙、所領安堵等は家礼である公家衆の具体的な奉仕に対する褒賞であったことがわかる。

とすると公家衆は室町将軍から褒賞をうけるために何らかの奉仕が必要であったと考えられる。ところで【史料2】において義満は通定の大納言推挙と家領遵行の要請に對して、實際応えようとする意思はあったのであろうか。この点については三条公忠に對する「京都地」の安堵を手掛かりにみておきたい。

【史料3】『後愚昧記』永徳元年八月一二日条

十二日、晴、遣^三基統於花亭^一、^a是家領等当知行之地
 違乱、又高野庄管領不^三遵行^一、如^レ此之間家門窮困迫
 喉之上者、四条坊門町自町以東、室町以西、坊門以
 南、錦小路以北地一町、被^レ付^三家門^一、可^レ擬^三拜掃要
 路^一之旨、委載^レ状遣^レ之、返事云、^b京都地事、公家
 御計也、而如^レ此奉之条、不^レ得^三其意^一、若可^レ執申^一
 坎、随御返事可^レ申云々、即又遣^レ状云、如^レ此承之条、
 尤恐悦者也、然者早可^レ被^レ執申^一也者、經^レ数刻^三執^一
 申公家^二状持来之、彼状云、^d三条前内府申敷地事、折
 紙献^レ之、無^三相違^一之様可^レ有^三申御沙汰^一者、仍以^三雜
 掌^一付^三二万里小路中納言^一了、只今可^レ參内^一、可^レ披露^一
 云々、

a は三条公忠の義満に対する要望である。b は義満の返
 事である。c は再度公忠が義満に出した返事である。d は
 義満が発給した執奏（朝廷に口入）文書の内容である。

a によると、三条家の家計は遠隔地の所領が押領されて
 いたため火の車であった。そこで、京都地を新たに獲得す
 るため義満に直接願ひ出たのである。ところがb では義満
 は京都の地は「公家」¹¹ 後田融天皇の計らいによるもの
 で、管轄外であるとしつつも、朝廷へ執り申すかどうかを
 三条家に尋ねた。これに対してc で公忠は義満に是非取り
 計らってもらいたいと伝えた。d では義満が執奏の文書を

史苑（第七八卷第二号）

発給したことによって、三条公忠の要望はかなった。

まず問題となるのは、a で公忠が直接義満に京都地を申
 請した理由である。松永和浩氏は京都地安堵の申請は直衣
 始に関する恩賞と推察されているので、改めて直衣始にお
 ける三条家と義満のやりとりをみておきたい。

【史料4】『後愚昧記』永徳元年七月二六日条

廿六日、申刻、権左少弁頼房送^三状於大納言^一、披見之
 処、直衣始可^レ扈從^二之由、可^レ申旨候、可^レ為^三何様哉^一、
^{明後日廿八日}
 可^レ承存^二云々、出立更不^レ可^レ叶之間、須固辞之、情
 案之、官途事令^レ举達了、又助成事及^三懇懃沙汰^一、彼
 是芳志也、難^三黙止^一候坎、仍雖^レ難^三構得^一、先領状了、
 為之如何、

これによると義満は直衣始前に万里小路頼房を通じて
 「大納言（三条実冬）」に対し扈從を求めた。これに対し実
 冬は、準備が十分整わないという理由で固辞していた。し
 かし実冬は、すでに義満からいろいろと世話になっている
 として義満の扈從を領状した。

【史料4】では三条実冬が「官途事」の推挙をうけたこ
 とや「助成事及^三懇懃沙汰^一」んだことなど、すでに義満
 からの援助があったことがわかる。こうした援助を受けて
 いた三条家は義満の要求（直衣始の扈從）を無下に断るこ
 とではできなかったのだろう。このことから公家衆は個別的

足利義満執政前期における公家領安堵の特質（我彦）

に義満から経済的援助をうけていたが、それがかえって義満に対する奉仕に参加せざるを得ない状況を生み出していたことがわかる。後に永徳元年八月三日の直衣始において三条実冬は義満の要求で直衣始扈從の他に車簾役を勤めた^{②7}。こうした役の勤仕による義満への奉仕が三条家にとって京都地安堵を申請するきっかけとなった可能性はある。実際、【史料3】と【史料4】から直衣始の勤仕^{②8}奉仕と京都地安堵^{②9}給恩との関係を直接見出すことはできない。しかし三条家側からすると義満への奉仕（直衣始に勤仕）をしたことによって、その給恩を京都地安堵に求めたのではないだろうか。

以上のことから、室町將軍と公家衆との間に「奉仕—給恩」の関係が成立していたと考えられる。重要なのは【史料3】のb・dにおける義満の対応である。京都地は朝廷の管轄だと認識しているにもかかわらず、公忠の要望に応え、執奏を出した理由は何であろうか。これは義満が三条家の要望にできる限り応えようとした意思の表れであると考えられる。つまり、義満は三条家の所望する京都地安堵を朝廷の管轄と認識していたため、三条家の要望を素直に了承できなかったと思われる。ゆえに義満はbの段階では京都地を直接取り計らうことはできないとしつつも、dでは執奏を出すことによって、朝廷の意向を重視しつつも、なお

かつ公忠の要望をくんだ形になると考えたのではないか^{③0}。

以上【史料3】から、義満には公家衆の意向に沿った形で給恩を施そうとする姿勢があったと考えられる。また公家衆は室町將軍への奉仕に対する給恩として経済基盤の回復を願っていたことがわかる。

ここで重要となるのが公家領安堵と「奉仕—給恩」の関係がどのように存在していたかである。そこで次に久我家の例を取り上げ検討する。

【史料5】 足利義満御内書案（『久我家文書』一、

一一一（二））

奉行松田丹後守貞秀
御判

河内国大和田庄事、早速可^レ渡^二久我家大納言^{③1}雑掌^{③2}、

今度大儀依^レ異^レ于^レ他、以^二各別儀^{③3}所^レ仰也、恣々不^レ

可^レ有^二遲怠^{③4}候、厳密可^レ令^二遵行^{③5}一也、

永徳元年
七月十六日

楠木中務大輔殿

（正徳）
楠木中務大輔殿

（史料）
義一^{③6} 満

【史料5】の河内国大和田庄は久我家領の莊園である。当時の久我家の当主は久我具通である。この史料では義満が「今度大儀」を前提に、大和田庄を「久我家大納言雑掌」に渡すようにと河内の守護楠木正儀に命令している。問題は、この「大儀」の内容である。これについて、岡野友彦氏

は「久我具通が何らかの奉公を尽くした」と解釈している^④が、それが義満の任内大臣節会の奉公に対しての給恩かどうか不明とされている。しかし『荒曆』に「久我大納言^{外弁士}」と記されているように久我具通は任内大臣節会に際して外弁として勤仕していたから、任内大臣節会の際の奉仕に対する給恩の可能性は高いと考える。それは、この内大臣節会の時に久我具通は未だ義満の「家礼」ではなかったことから裏付けられる。『荒曆』の永徳元年七月二三日条には、義満任内大臣大饗では、義満が立ち上がった際「此間家礼人々悉起座畢、殘座人纒五人也、左大将、久我大納言、大炊御門大納言、予、中納言中将許」であつたと記されている。残つた五人とは徳大寺実時、久我具通、大炊御門宗実、一条経嗣、九条教嗣である。「家礼人々」以外の「殘座人纒五人」は義満の家礼とは考えられない。したがって、義満の任内大臣節会の時に久我具通は家礼としてではなく外弁として奉仕し、それに対する給恩として久我家領大和田庄渡付が行われたと考えられる。

ところで、義満任内大臣大饗において久我具通など五人の非家礼の公家衆が動員されていた現象をどのように理解すればよいだろうか。この点について注目したいのは、桃崎一郎氏の指摘である。桃崎氏は義満の任内大臣を「朝廷内最上位の支配権者たらんとする意思とその実質的達成

が二つながら公武社会に示された場」とした^⑤。桃崎氏によると義満は永徳元年七月の任内大臣で公家衆の動員を全公家衆の義務として厳命したという。「殘座人纒五人」はすべて清華家以上の上級貴族であつたことも考えると、義満は任内大臣において非家礼の公家衆、特に上級貴族を参仕させようと考えていたことは間違いないだろう。とすれば義満にとつて任内大臣は公家社会の一員として上級貴族を傾使し、自身の昇進儀礼に参仕させることで公家社会の上位者として自身を位置づけ、周囲に誇示するのに最も相応しい場であつたと思われる^⑥。ゆえに義満は自身の昇進儀礼に際して、非家礼であつても上級貴族の奉仕を必要としたと思われる。

そう考えると、義満任内大臣における久我具通の外弁勤仕はきわめて一回的な奉仕であり、義満に対して私的主従関係を築くためのものとは必ずしも言い切れないと考えられる。むしろ久我具通の奉仕は義満から【史料5】の大和田庄回復という給恩をうけることを目的とした限定的な奉仕であつたと言えるだろう。

以上、【史料5】から、義満前期の公家領安堵は家礼関係を結んでいない公家衆に対して「奉仕―給恩」という関係のもとで成立していたことがわかる。ここで注目されるのが【史料5】における義満の大和田庄渡付命令の目的は

足利義満執政前期における公家領安堵の特質（我彦）

久我家領の回復であったという点である。この点について久我具通は義満の安堵に家領の回復を期待していたと思われる。とするならば義満が「大儀」に対して行った家領安堵は久我家以外の公家衆にもなされたと考えられる。また義満による公家領回復の安堵は主に公家衆の経済基盤回復のために半済・停止返付の安堵であったと思われる。よって次章では「大儀」と半済停止・返付の安堵について壬生家を例に検討したい。

三 義満前期における半済返付・停止と公家衆の動向

前章で、義満の公家領安堵は「大儀」奉仕に対する給恩としてなされたことが明らかになった。また公家衆は義満の安堵に家領の回復を期待した面があったと思われる。

それでは公家衆は家領回復を目的として「大儀」にどのような奉仕を行って安堵をうけたのだろうか。先述したように、義満前期は「今度大儀」のため「別儀」をもって半済返付・停止した安堵が多くみられる。このことから公家衆は將軍に対して半済返付・停止の安堵を強く求めた可能性は十分に考えられる。そこで本章では「大儀」と半済停止・返付の関係を中心に検討していきたい。この点を検討する上で、まず【史料6】を取り上げる^⑤。

【史料6】室町將軍家御教書案（『壬生家文書』三、六九七）

〔^{論議}押立領家分事〕

近江国押立保領家職事、今度大儀、官長者為「重役人」之間、以「別儀」止「半済」、所「被」返付一〇也、不日可「被」渡付、若有「緩怠」者、可「有」殊沙汰之状、依「仰」執達如「件」、

永徳元年七月十七日

佐々木龜寿殿^⑥

（^{斯波義將}左衛門佐判

【史料6】の押立保は主殿寮領として、鎌倉前期より主殿頭を世襲した小槻（壬生）氏が相伝・知行していたが、永徳元年（一三八一）では守護半済地となっていた。この時期に、壬生兼治は「今度大儀、官長者為「重役人」として、義満から押立保の半済を停止され一円返付をうけたことがわかる。問題はその根拠となっている「今度大儀」の内容である。

そもそも「大儀」とは重大な儀式とか、朝廷の儀式で最も重要なものを意味するが、【史料6】の「今度大儀」とは何をさすのであろうか。【史料6】では義満は何らかの儀式で重役人であった兼治に対する褒賞として押立保の半済地を停止・返付したと解釈できる。とすれば、義満と兼治を結びつける儀式は室町將軍の直衣始、昇進儀礼や節会、

行幸などの朝儀が考えられる。よって、この点を検討するため【史料6】が発給された「永徳元年七月十七日」前後の時期の義満の昇進儀礼と義満が参加した朝儀等について整理し表2を作成した。

(表2) 主な義満昇進儀礼ならびに義満が参加した朝儀

- 康暦元年(一三七九) 正月七日：白馬節会
- ◎ 康暦元年(一三七九) 七月二十五日：義満任右大将拝賀
- ◎ 康暦二年(一三八〇) 正月十九日：義満直衣始。
- 永徳元年(一三八一) 三月一日：室町殿行幸。
- ◎ 永徳元年(一三八一) 七月二三日：義満任内大臣節会。
- ◎ 永徳元年(一三八一) 八月三日：義満直衣始。
- 永徳二年(一三八二) 二月二八日：後小松天皇即位。

◎ ↓義満の昇進儀礼 ● ↓義満参加の朝儀

表2から【史料6】が発給された「永徳元年七月十七日」は、前出の永徳元年三月一日の室町殿行幸、同年七月二三日の義満任内大臣節会に近い日であることがわかる。ただ、【史料6】の「大儀」が表2のみからでは室町殿行幸なのか義満内大臣節会なのかは判断し難い。そこでこの件に関する松永和浩氏・早島大祐氏の研究を参考に検討したいと思う。

松永氏によると「今度大儀」を直接示す事項は見当たらないが、発給日の近さから義満の任内大臣節会を指すと考えられるという。一方で早島氏によれば、永徳元年は後円融天皇の室町臨幸の「大儀」にあたり、壬生家が「官長者重役人」であるため、別儀により半済が停止されたとする。

以上のように、両者の見解は任大臣節会と室町殿行幸という違いはあるものの、壬生兼治が何らかの奉仕をし、その恩賞として義満から半済停止、そして家領一円返付をうけたという点では一致している。それでは壬生兼治は何の儀礼において「官長者為重役人」だったのだろうか。

【史料6】からは「大儀」の内容について確認できないので、【史料6】の関係史料から壬生兼治の奉仕の内容について検討していきたい。『壬生家文書』を調べると、関係すると思われる文書が二通存在する。まずは関係史料を挙げる。

【史料7】室町將軍家御教書(『壬生家文書』一、五七)
□_(書)狭国々富庄領家職事、□□度大儀、官長者為_(書)重役人之間、以_(書)別儀止_(書)半済、所_(書)被_(書)返_(書)付_(書)□□也、不日可_(書)被_(書)渡_(書)付、若有_(書)緩怠者、可_(書)有_(書)殊沙汰之状、依_(書)仰執達如_(書)件、

永徳元年七月十七日

(斯波義将)
左衛門佐(花押)

足利義満執政前期における公家領安堵の特質（我彦）

一色修理大夫入道殿^(一色 龜光)

【史料8】壬生晨照申状（『壬生家文書』一、二七三）

官長者晨照謹言上 官長者 謹言上

欲レ被下止ニ若狭国々富庄領家職年貢等、守^(護カ)□方非

分違乱一、全^(中)直所務上間事

右彼国富庄事、去年 行幸之時、被^(レ)任^(レ)永徳佳例一、

令^(レ)頂^(レ)戴^(レ)一円 御判一之間畏存、為^(レ)致^(レ)直^(レ)□一晨照代

官入部之処、渡^(レ)二分一於^(レ)残半濟□一、寄^(レ)事於左右

押^(レ)置^(レ)之、守護代三方若狭□官、号^(レ)松山輩^(レ)不^(レ)用^(レ)

当方代官一、或号^(レ)段銭□陣夫一、致^(レ)無^(レ)尽之煩^(レ)□□、

就^(レ)小林寺公文兩名□妨一、付^(レ)大使^(レ)致^(レ)謹責^(レ)之間、

地下人不^(レ)堪忍^(レ)令^(レ)条不便次第也、彼所行言語道

断之事故、□巨細非儀者、見^(レ)正月廿六日百姓等注進

状一、□□被^(レ)退^(レ)ニ彼松山非分違乱一、被^(レ)成^(レ)下守護役

停□□一、(後欠)

まず【史料7】を検討したい。これは若狭国国富庄の半済を停止し、壬生兼治に一円返付するという内容の御教書である。日付は永徳元年七月一七日であり、【史料6】と同日である。その上、この二つの御教書は地名と宛所以外、文面上の違いはない。つまり義満は同日に壬生家の近江国と若狭国の領家職二箇所の半済を停止し、一円返付していることがわかる。

【史料7】に関連しているのは【史料8】である。【史料8】

の時期は足利義教執政期にあたる永享一〇年

(一四三八)⁽⁵³⁾のものと思われ、おそらく壬生晨照が幕府に

提出した申状であろう。【史料8】の傍線部に注目したい。

壬生晨照は、去年後花園天皇が行幸した時に「永徳佳例」

に則つて若狭国国富庄一円返付の御判をいただいたとい

う。【史料8】は永享一〇年(一四三八)に作成されたも

のと考えられるため、傍線部の「去年 行幸」は永享九年

(一四三七)一〇月の後花園天皇の室町殿行幸であると考

えられる。すると「去年 行幸」の際の「永徳佳例」とは、

「永徳」年間に行われた天皇の室町殿行幸であると考えら

れる。永徳年間の室町殿行幸として確認できるのは、永徳

元年(一三八一)三月の後花園天皇の室町殿行幸である。

とするならば永徳元年の壬生兼治が奉仕した「大儀」とは

早島氏が指摘した後円融天皇の室町殿行幸のことであつた

と考えられる。すると同日に発給されていた【史料6】

の「今度大儀」も室町殿行幸への奉仕を指していることは

間違いないであろう。

また【史料8】傍線部の「令^(レ)頂^(レ)戴^(レ)一円 御判」にあ

たる文書は次の【史料9】であると考えられる。

【史料9】足利義教御教書（『壬生家文書』一、五四）

義教御判

(民間書)
花押

若狭国々富庄領家職事、早止^三半済之儀、一円官長者
晨照^レ全^三領知^一之状、如^レ件、

永享九年十月十三日

【史料9】は義教が壬生晨照に発給した若狭国国富庄半済停止・一円知行を認めた御教書である。【史料8】の傍線部の「去年 行幸」は先述したように後花園天皇の室町殿行幸であろう。つまり【史料9】は義教が後花園天皇行幸に際し給恩として壬生家に発給したものと考えられる。とすれば永徳元年の後田融天皇行幸の際に義満は壬生家に若狭国国富庄と近江国押立保の一円知行を認めた直状を発給したと考えられる。

以上【史料6】を中心に、壬生兼治が奉仕した「大儀」の内容について検討した。公家衆は朝儀、義満の昇進儀礼等において格別の働きをすることで、幕府から家領の半済地を返付された。公家衆にとつて朝儀の重役を果たすことは、義満の給恩をうける上できわめて重要であったと考えられる。さらに現在確認できる義満前期の半済返付・停止の安堵は「大儀」の文言を含むことが注目される。なぜなら、義満前期の半済返付・停止の安堵の対象者は朝儀の場に参加するだけでなく、その場の重要な役を勤める人物だったからである。この点から公家衆は役の勤仕が所領の給付を

史苑（第七八巻第二号）

受ける条件として認識していたと思われる。つまり公家衆は家領回復のため朝儀の重役人を担うことよつて、義満の半済返付・停止の安堵を獲得しようとしたと考えられる。

おわりに

以上、本稿では義満の公家領安堵関係発給文書を整理した上で、そこから浮かび上がった問題点である義満期の公家領安堵の授受、永徳年間における半済停止・返付の安堵について考察してきた。

義満期の公家領安堵については、発給文書の変化と安堵内容の変化から義満前期と後期に分けることができた。義満前期は主に半済返付・停止の安堵が多いという特色があり、義満後期は単に公家領の領知承認、家門・家領総体安堵がみられるという特色を確認できたが本稿では筆者の当面の関心から前期に限って分析した。後期の分析は他日を期したい。

義満前期の公家領安堵の授受について公家衆は將軍の家札でない場合でも安堵をうけたことが明らかになった。特に永徳元年の義満任大臣節会において、動員された非家礼上級貴族の一人であった久我具通が「奉仕―給恩」の関係のもと、安堵を受けたという点はきわめて重要と思われる。

なぜならば久我具通が義満に求めた安堵は、義満との主従関係によるものではなく、自己の家領回復のために一回的な奉仕に対してなされたものだったからである。このことから、義満任内大臣にみられる非家礼上級貴族の動員は、義満が公家衆に対する公的支配形成のために行った一時的動員拡大であったと思われる^⑧。この点から義満前期における非家礼の公家領安堵は、義満の公的支配のもとで「奉仕―給恩」という双務的な関係でなされたものと評価できるのではないだろうか。つまり公家衆は家領減少の克服とその保全を企図して、朝儀、將軍の昇進儀礼に實際の奉仕をすることによって室町將軍から安堵を期待し、経済的困窮の解決を図ろうとしていたのである。今後は義満期における安堵が家礼の公家衆だけでなく、非家礼の公家衆にも「奉仕―給恩」の関係のもとになされた要因や差異を明らかにすることが課題となる。この点については公家衆が奉仕した「大儀」は義満と直接関係のある朝儀であったことに注目したい。なぜならば義満の安堵行為の要件は公家衆との家礼関係の有無ではなく、義満が中心となる朝儀の場である。以上の観点から義満と非家礼公家衆の「奉仕―給恩」の関係を検討することが重要であろう。

また主に義満前期にみられる半済返付・停止の安堵は、

公家衆が朝儀において重役を勤めたことに対する給恩であったことが明らかになった。公家衆は南北朝内乱を通じて経済的に困窮していたため室町將軍に所領の給付を所望し、それを実現させるため將軍昇進儀礼やその他の朝儀に参加していたと考えられる。それに対して義満は公家衆の朝儀勤仕の見返りとして給恩を施した。ここで問題となるのは室町將軍と公家衆で、どちらが朝儀奉仕を働きかけたのかということである。この点について、小川剛生氏によると北朝の公家衆の朝儀、政務に対する多くの出席を実現できた要因は義満の出仕命令であったという^⑨。治天の君や撰閲家の呼びかけでは朝儀の参加人数が期待できなかったのである。義満による朝儀出仕の呼びかけが、なかば強制的だったとしても、公家衆にとって朝儀奉仕に対する給恩ひいては家領回復は最大の関心事であっただろう。ゆえに公家衆は昇進儀礼、朝儀の奉仕をすることで、自己のまたは家の利益を、室町將軍に要求する絶好の機会ととらえていたのではないだろうか。こうした義満と公家衆間のギブアンドテイクな関係は、より一層義満が公家社会に影響力をもつ契機となったと思われる。

以上のように理解することができるならば、南北朝内乱期において困窮した公家衆は経済面の不安を解決するため、室町將軍の安堵を必要としたと考えられる^⑩。さらに義

満前期の公家領安堵は、朝儀という場を通じて公家衆になされる援助行為であったと評価できるのではないだろうか。

最後に義満前期の特色について触れておきたい。松永和浩氏によると、すでに室町幕府は足利義詮期から、公家衆に対する賞罰について「家礼などの個別的関係の有無や、家格の高低を問わなかった」としている。とすると、義詮期の後の義満前期において公家衆に対する褒賞授受のあり方は、どのように変容したのが問題となる。松永氏によると、義詮期では室町幕府は脆弱な北朝天皇を支えるため、北朝天皇への忠節を基準として断行される公家の所領・所職をめぐる賞罰を行使していたという。義満前期は、義詮期と同様に家礼関係の有無や、家格の高低を特に問題としていなかったと思われる。しかしながら公家衆の奉仕の意義は、「北朝天皇への忠節」ではなく、主に義満を中心とする昇進儀礼や朝儀の一回的奉仕に対する「義満からの経済的援助」へと変容していったと考えられる。このことから義満前期は、褒賞授受の方法として、前代義詮期のあり方を引き継いでいたが、公家衆と室町將軍は「奉仕―給恩」というきわめて双務的な関係で結びついていたために、松永氏のいう「北朝天皇への忠節を基準」とした賞罰は希薄化していたと考えられる。

康暦の政変以後における義満前期の公家領安堵の政治的
目的は朝儀を媒介とした公的支配形成ととらえることも可能だが、この点については今後さらに検討を重ねていく必要があるだろう。また本稿では、義満前期の安堵が後期の安堵へどのように展開していくのかという点については十分に言及できなかった。この点については義満後期における義満の安堵と天皇（上皇）の安堵の比較検討する作業が必要となる。さらに義満後期から義持期公家領安堵に移行する過程をふまえた上で考察していくことが重要であると考えられる。これらについては今後の課題としたい。

足利義満執政前期における公家領安堵の特質（我彦）

註

- (1) 佐藤進一「室町幕府論」（『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六三年）、『南北朝の動乱』（中央公論新社、一九七四年）。
- (2) 本稿においては室町幕府の家長的な存在として「室町將軍」という語を使用したいと思う。この点については近年の公武関係論の成果から「室町殿」といった表現が適切と考える。しかし本稿が対象とする義満執政期の最初の段階では公家衆は未だ政治的上位者として足利家の家督を「室町殿」という名称で意識していたとは言いがたい。また「室町將軍」という語の理解については水野智之氏の説に従っている（「室町時代公武関係と諸概念をめぐって」『年報中世史研究』三三、二〇〇八年、一三七頁）。
- (3) 例えば「公武統一政権論」を提示した富田正弘氏の説（「室町殿と天皇」久留島典子・榎原雅治編『展望日本歴史一一』東京堂出版、二〇〇六年、初出一九八九年）や、義満による「王権篡奪計画」を提示した今谷明氏の説（『室町の王権』中央公論新社、一九九〇年）などがある。富田・今谷両氏の説は佐藤氏の説を発展的に継承した好例である。
- (4) 水野智之「室町期の公武関係と権力構造」（『室町時代公武関係の研究』吉川弘文館、二〇〇五年、初出二〇〇二年）、早島大祐「公武統一政権論」（『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年、同「室町幕府論」（講談社、二〇一〇年）、松永和浩『室町期公武関係と南北朝内乱』（吉川弘文館、二〇一三年）。
- (5) 特に足利義満における公家領安堵関係の研究は多岐にわたっている。代表的なものとして以下の先学が挙げられる。

- 飯倉晴武『日本中世の政治と史料』（吉川弘文館、二〇〇三年）、伊藤喜良『日本中世の王権と権威』（思文閣出版、一九九三年）、岡野友彦『中世久我家と久我家領荘園』（続群書類従完成会、二〇〇二年）、小川信『足利一門守護発展史の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）、金井静香『中世公家領の研究』（思文閣出版、一九九九年）、黒川直則「室町幕府下知状と御判御教書」（『日本史研究』一一七、一九七一年）、菅原正子『中世公家の経済と文化』（吉川弘文館、一九九八年）、富田正弘「嘉吉の変以後の院宣・繪旨」（小川信編『中世古文書の世界』吉川弘文館、一九九一年）、松永和浩『室町期公武関係と南北朝内乱』（吉川弘文館、二〇一三年）、水野智之「室町時代公武関係の研究」（吉川弘文館、二〇〇五年）、森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』（思文閣出版、二〇〇八年）。
- (6) 『三内口決』（『群書類従』雑部所収）。
- (7) 黒川直則「室町幕府下知状と御判御教書」（『日本史研究』一一七、一九七一年）。
- (8) 飯倉晴武「朝廷と室町幕府」（『日本中世の政治と史料』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九八四年）。
- (9) 岡野友彦「久我家領荘園の伝領とその相続安堵」（『中世久我家と久我家領荘園』続群書類従完成会、二〇〇二年、初出一九八八年）。
- (10) 金井静香「公家領安堵の変遷」（『中世公家領の研究』思文閣出版、一九九九年、初出一九九五年）。
- (11) 水野智之「室町將軍による公家衆への家門安堵」（『室町時代公武関係の研究』吉川弘文館、二〇〇五年、初出一九九七年）。

(12) 武家執奏は西園寺家世襲の役職のことであるが、もう一つ將軍から朝廷に対して推挙や口入という意味をもつ。本稿では主に「武家執奏」は後者の意味で用いる。また武家執奏については伊藤喜良氏の「室町幕府と武家執奏」(『日本中世の王権と権威』思文閣出版、一九九三年、初出一九七四年)や森茂暁氏の「北朝と室町幕府」(『南北朝期公武関係史の研究』思文閣出版、二〇〇八年)で詳細な分析がなされている。

(13) 特に義満執政期における室町將軍と公家衆の家礼関係が重要視されているように思われる。家永遵嗣氏によれば「家礼」とは「家人」に對比される範疇で、主人を変えたり複数の主人に仕えたりできるルーズな主従関係にある従者」を指すとしている(『足利義満と伝奏との関係の再検討』『古文書研究』四〇・四一合併号、一九九五年、八二頁)。また高田星司氏によると「家礼の概念は、所謂「家来」とか「家僕」とか言った存在の意味するところと似たものとなっている」とされている(「室町殿の側近公家衆について」『国学院雑誌』九五—九、一九九四年、四二頁)。

(14) 松永和浩「室町期における公事用途調達方式の成立過程」(『室町期公武関係と南北朝内乱』吉川弘文館、二〇一三年、初出二〇〇六年)、早島大祐「公武統一政権論」(『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年)、同「室町幕府論」(『講談社、二〇一〇年』において、恒例公事などの停滞について詳細な分析がなされている)。

(15) 野口華世「書評 金井静香著『中世公家領の研究』」(『史学雑誌』一〇九—一二、二〇〇〇年)七八頁。

(16) 水野智之氏は多くの公家衆の安堵申請に將軍や天皇が

対応した集積を「安堵権」という語で表現された。さらに水野氏は安堵申請にみる公家衆の「主人」意識の解明から、將軍と天皇の関係を探り出そうとしたという(「室町時代公武関係と諸概念をめぐって」『年報中世研究』三三、二〇〇八年、一三八頁)。とすれば義満期では公家衆の「主人」意識は天皇から將軍へ変化したと思われる。この変化は公家衆が義満から安堵をうけることに何らかの利益があつたためと思われる。よって公家衆が將軍に安堵申請をした方法や根拠を探ることが重要と考えられる。

(17) 早島大祐「公武統一政権論」(『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年)二六頁。

(18) 前掲註(11) 水野氏著書、七六頁。また金井静香氏によると室町將軍は公家の家礼秩序に介入し、家恩の知行体系の操作が可能であつたという(「中世公家社会の恩領」『中世公家領の研究』思文閣出版、一九九九年、初出一九九五年)。

(19) 井原今朝男「室町廷臣の近習・近臣と本所権力の二面性」(『室町廷臣社会論』塙書房、二〇一四年)。

(20) 前掲註(11) 水野氏著書、五八—七一頁。

(21) 松永和浩「室町殿権力と公家社会の求心構造」(『室町期公武関係と南北朝内乱』吉川弘文館、二〇一三年、初出二〇〇八年)一九六—二〇一頁。

(22) 前掲註(21) 松永氏著書、二〇五頁。

(23) 室町將軍(特に義満期)の公家領安堵に半済地返付・停止を含めることについて、義満が公家領の保全をどのように行っていたのかが問題となると思われる。したがって公家領安堵は家領領知だけでなく、半済地返付・停止という家領回復までを含めて考えることとした。

足利義満執政前期における公家領安堵の特質（我彦）

(24) 御内書・御判御教書・伝奉奉書・室町幕府御教書の理解については主に佐藤進一『新版古文書学入門』（法政大学出版局、二〇〇六年）を参照。

(25) 前掲註（11）水野氏著書、七二頁。

(26) 水野智之氏によれば足利義満における公家衆に対する主従的な安堵は康暦元年（一三七九）閏四月一五日から行使したという（前掲註（11）水野氏著書、八五頁）。このことは幕府が王朝権力の接収によって、義満の安堵権行使の時期区分のために導きだされた指摘と思われる。しかしながら康暦年間と永徳年間とは「主従的な安堵」という視点以外でも説明が可能と考えられる。ゆえに永徳年間は室町將軍と公家衆の主従的な関係が必ずしも成り立たないと判断して義満前期とし、主従的な関係が見られる後の時期を義満後期とした。そう考えると義満前期における公家領安堵とはどのような関係でなされたのか検討する必要があるだろう。

(27) 「調子家文書」一三（『岡京市史』）。

(28) 『愚管記』（『史料大成』）永徳三年正月七日条。

(29) 義満と公家衆の家礼関係の研究について、家永遵嗣氏は義満と私的主従関係にある廷臣が後円融院庁で占められていた点を指摘した。さらに伝奏・庁官などの諸施設が義満との家礼関係を媒介として義満の支配下に置かれ、上皇として振る舞う条件が整うとされている（足利義満における公家衆支配の展開と「室町殿家司」、『室町幕府將軍権力の研究』東京大学日本史学研究室、一九九五）。家永氏の研究成果をうけて、桃崎有一郎氏は義満が私的／制度的論理によらず、力の論理により「廷臣総動員体制」を表現し、朝廷・廷臣支配を達成したという（足利義満の公家社会支

配と「公方様」の誕生）『ZENJII』四（二〇〇七年）。義満執政期における朝廷支配を私的、制度的にあてはめられないという側面を示した桃崎氏の指摘は義満政権の特異性を知る上で興味深い。

後に、菅原正子氏は「家礼」の理解をめぐって根本的に見直す説を提示した。菅原氏によると義満期の家礼は主に殿上人・諸大夫であり、公卿層の場合の「家礼」表現は「尊敬の礼」であるという（將軍足利義満と公家衆、『日本史研究』五七三、二〇一〇年）。

この点の是非を今論じる準備はないので、今後、さらなる考証が必要であると考える。ただ現時点では義満期の「家礼」の公卿を「尊敬の礼」として史料上解釈できない事例もあると思われる。例えば『実冬公記』至徳四年正月七月条によると、一条経嗣が任官奏慶を義満に行つたこと（前掲註（11）水野氏著書、九一頁）や、『後愚昧記』永徳元年七月二三日条では花山院通定が家礼の所役と思われる「車簾役」を勤めたことなどが挙げられる。このことは上級貴族が家礼の所役として義満に奉仕していたことを示唆していると思われる。したがって義満期における家礼を主に殿上人・諸大夫として、公卿層の「家礼」表現があつた場合は「尊敬の礼」になるとは必ずしも限らないと考えられる。よって本稿では家礼関係概念を、単に私的な主従関係で把握したいと思う。

(30) 『後愚昧記』（『大日本古記録』）永徳元年七月八日条。

(31) 『後愚昧記』（『大日本古記録』）永徳元年七月二三日条。

(32) 『公卿補任』（『国史大系』）永徳元年。

(33) 『後愚昧記』（『大日本古記録』）永徳元年八月一二日条。

- (34) 前掲註(21) 松永氏著書、二一〇八頁。
- (35) 『後愚昧記』(『大日本古記録』) 永徳元年七月二六日条。
- (36) 『公卿補任』(『国史大系』) 永徳元年七月二三日に三条実冬が大納言に任じられていることから義満の推挙があったことが考えられる。
- (37) 『後愚昧記』(『大日本古記録』) 永徳元年八月三日条。
- (38) 後に三条公忠は義満の執奏によって後円融天皇を立腹させ、公忠と後円融の間で確執が生じた。この【史料3】の京都地安堵申請の一件は桜井英治氏によって詳細にまとめられている(『室町人の精神』講談社、二〇〇一年) 二〇—二二頁。
- (39) 『久我家文書』一一二(一)『統群書類従完成会』。
- (40) 岡野友彦「久我家領荘園の「二円」化と「退転」」(『中世久我家と久我家領荘園』統群書類従完成会、二〇〇二年) 四一—四一九頁。
- (41) 『荒暦』(桃崎有一郎「『荒暦』永徳元年・二年記の翻刻」『年報三田中世史研究』一一、二〇〇五年) 永徳元年七月二三日条。
- (42) 『荒暦』(桃崎有一郎「『荒暦』永徳元年・二年記の翻刻」『年報三田中世史研究』一一、二〇〇五年) 永徳元年七月二三日条。
- (43) 桃崎有一郎「足利義満の公家社会支配と「公方様」の誕生」(『ZEMMI』四、二〇〇七年) 一四九頁。
- (44) 義満の任内大臣の大饗について家永遵嗣氏は「義満が公家社会の正式のメンバーとしてデビューを飾った儀礼」として、この永徳元年における任内大臣の画期性を指摘された(「足利義満と伝奏との関係の再検討」『古文書研究』

- 四〇・四一合併号、一九九五年)。
- (45) 【史料6】は表1のNo.7、【史料7】は表1のNo.8である。関連史料として【史料8】が存在するため、便宜上【史料6】(【史料7】という表現で説明していく)。
- (46) 『壬生家文書』六九七(『図書寮叢刊』)。
- (47) 表2は『後愚昧記』(『大日本古記録』)、『さかゆく花上』(『群書類従』帝王部所収)、『愚管記』(『史料大成』)等をもとに作成した。
- (48) この点については桑山浩然「室町時代における將軍第行幸の研究」(『人文学会紀要』三六、二〇〇三年)に詳しい。
- (49) 前掲註(21) 松永氏著書、二一〇八頁。
- (50) 早島大祐「公武統一政権論」(『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年) 二五—二六頁、『足軽の誕生』(朝日選書、二〇一二年) 三二—三三頁。
- (51) 『壬生家文書』五七(『図書寮叢刊』)。
- (52) 『壬生家文書』二七三(『図書寮叢刊』)。
- (53) 【史料8】の文中の「正月廿六日百姓等注進状」は『壬生家文書』三三七(『図書寮叢刊』)にみえ、札紙ウワ書に「永享十・正・廿八」とある。さらに【史料8】の草案と思われる『壬生家文書』三三八(『図書寮叢刊』) 壬生晨照申状草案の日付には「永享十年二月 日」とある。よって【史料8】は永享一〇年(一四三八)のものとも見て間違いないであろう。
- (54) 『永享九年十月二十一日行幸記』(『群書類従』帝王部所収)。
- (55) 室町時代を通じて天皇が將軍第へ行幸したのは永徳元年(一一三八)、応永一五年(一四〇八)、永享九年(一四三七)の三度である。永徳元年室町殿行幸の当時の模様は『さか

足利義満執政前期における公家領安堵の特質（我彦）

ゆく花上』（『群書類従』帝王部所収）、『愚管記』（『史料大成』等に詳しい）。

(56) 前掲註(50) 早島氏著書。

(57) 『壬生家文書』五四（『図書寮叢刊』）

(58) 桃崎有一郎「足利義満の公家社会支配と「公方様」の誕生」『ZEMMI』四、二〇〇七年。小川剛生『足利義満』（中央公論新社、二〇一二年）七八―八二頁。

(59) 小川剛生『足利義満』（中央公論新社、二〇一二年）七八―八二頁。

(60) 例えは『後愚昧記』永徳元年（一三八一）八月三日条によると、義満は三条実冬に直衣始の車簾役を命じた。この件について実冬の父公忠は「臨期迷惑、言語道断之沙汰也、然而令「辞退」者、忽可「及」安否「坎」と漏らしている。このことから公家衆にとって義満の要望に違えることは、「安否」に関わる重要なことであり、義満の意向を無下に無視することはできなかったことがわかる。

(61) 『後愚昧記』応安七年二月一日条において、幕府は朝廷の出仕の人々に「御訪（助成）」を決定し、公卿の出仕を促した。また『後愚昧記』応安七年二月二日条において、幕府は後円融の即位大礼につき、三条家に対して出仕求めた。その見返りとして幕府は「料足五千疋」の助成を行った。以上のように当時の公家衆は経済的不安定な状況を幕府の援助によって補填されていた側面があったと言えよう。

(62) 前掲註(21) 松永氏著書、二〇三頁。

(63) 前掲註(21) 松永氏著書、二〇七頁。

（聖光学院高等学校教諭）